

「大宮小いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止にむけての基本姿勢

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校は迅速かつ組織的に対応するため、「いじめ」に対する認識を、全教職員で共有する。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害生に着目した見極めが必要である。

- (2) いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、「いじめは、いじめた側が100%悪い」という意識をもたせていく指導を行う。

2 未然防止のための取組の推進

(1) 児童が主体的に取り組めるような授業の実践

- ・教科学習の際、ペア学習を導入し、児童が授業を通して、友達の意見を聞きあうことで友達の様々な考えを理解し、より好ましい人間関係を築けるようにしていく。

(2) 児童が規律ある学校生活を送れるような指導の徹底

- ・「大宮グッドニュース」の取組を通して、児童の学校生活におけるよい言動を取り上げ、価値付けしていく。
- ・あいさつ運動（あいさつ当番を含む）の取組（通年）を行い、児童の相手意識を向上させていく。
- ・「大宮小スタンダード」の徹底を図り、全学年で共通した指導を行っていく。
- ・体育の授業を中心に集団行動の指導を行っていき、全校朝会や行事などに規律ある態度で臨めるようにしていく。

(3) 児童が道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養えるような教育活動の展開

- ・年に一回の道徳地区公開講座を軸とし、道徳の授業を中心に「いじめは人間として絶対に許されない」という認識をもたせる授業を実践していく。また、地域や保護者に発信していく。

(4) 相手への思いやりの心を育てる活動

- ・日常的にあいさつに取り組むことで、相手への思いやりの心を育てる。

3 早期発見のための取組の推進

(1) いじめアンケートの実施

- ・年3回の「ふれあい月間」に合わせ、全児童対象にいじめアンケートを実施し、情報収集を図る。（6月、10月、2月）

(2) Q-U アンケートの実施

- ・年2回の「Q-U アンケート」を実施して、児童の人間関係を客観的に知るとともに、学級の状態を知り指導に生かす。（6月、10月）

- (3) 生活指導に関する情報交換を主にした生活指導夕会の開催
 - ・毎週金曜日に設け、その週に起こった生活指導上の出来事の報告を行い、教職員全員で情報交換、情報共有を図る。
- (4) 管理職との連携
 - ・生活指導上、気になる情報を得た際には、すぐに管理職に報告し、必要に応じて、関係する教職員と話し合う。

4 いじめ対策のための校内組織の設置

- (1) いじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ対策委員会」を、生活指導部と位置付ける。構成員は、管理職、生活指導主任、生活指導部員、養護教諭、SCとする。
- (2) いじめの発見や通報を受けた教職員は、直ちにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。
- (3) いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係児童からの聴き取りを行い、いじめの事実の有無を確認するなど、組織的に対応する。
- (4) いじめがあった場合に、迅速かつ組織的な対応ができるように、平素からいじめ対策委員会の在り方や活用の仕方について、全教職員で共通理解を図る。
- (5) いじめ問題に関する指導記録を保存し、校内で情報を共有するとともに、進級、進学の際に、適切に指導を引き継げるようにする。
- (6) 発見したいじめについては、解決と判断されてからも3か月間は経過観察機関とし、被害児童、加害児童共に状況を複数の教員の目で見守る。

5 教育委員会や関係諸機関等との連携

- (1) いじめが確認された場合、必要に応じてSCやSAT、高井戸警察署などの協力を得て、解決に取り組むとともに、その再発を防止する措置をとる。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、躊躇することなく、高井戸警察署と連携して対応する。
- (3) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の時間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに、教育委員会へ報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。

6 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、その日のうちに保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明したいじめに関する情報を適切に提供する。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることを観み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自ら行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

※懲戒とは、「児童に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割り当て、文書指導などは通常、懲戒権の範囲内と判断される。(平成25年9月20日文部科学省『第4回いじめ防止基本方針策定協議会』資料による)との見解とする。)

8 学校評価の実施

いじめ防止等へ取組について、学校評価を行うとともに、その結果を適正に学校関係者に報告する。また、学校関係者による評価が行われるようにする。